

広島県告示第千七百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を休止した旨の届出があった。

令和五年十月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人社団大貫内科 医院 訪問看護ステーション サンひまわり	竹原市西野町一九二五番地七 東広島市西条町土与丸一二四六番 地	令和五年三月三十一日 令和五年九月一日
猪原薬局	山県郡安芸太田町加計三四七二番地	令和五年六月三〇日